

暑さに食欲も減退ぎみなこの季節ですが、8月は食にまつわる記念日がとりわけ多いことをご存知でしょうか。「パインの日(1日)」に始まり、「はちみつの日(3日)」「ハムの日(6日)」「バナナの日(7日)」「パイナップルの日(8日)」「パクチーの日(9日)」「焼き鳥の日(10日)」、1日に続いて再び「パイナップルの日(17日)」、さらに「焼肉の日(29日)」「野菜の日(31日)」。これほど多彩なのは、語呂合わせがしやすいからでしょうか。ほかにも老舗ホテルがバイキングレストランを開業した「バイキングの日(1日)」、日本初のビヤホールが開店した「ビヤホールの日(4日)」、8本足にちなんで「タコの日(8日)」、刺身という言葉が初めて文献に登場した「刺身の日(15日)」、世界初の即席ラーメンが発売された「即席ラーメン記念日(25日)」などなど、枚挙にいとまがありません。その日の献立に

森のくま田さん

画：M. ムツミ



知っとこ! 「税務のマメ知識」

～ 相続税の改正の影響 2次相続 ～

父が亡くなり母と子が相続をします。これを1次相続といいます。次に、母が亡くなると子が相続します。これを2次相続といいます。日本人の平均寿命は女性の方が長く、一般的には父が先に亡くなり、後に母が亡くなるが多くなっています。相続税の改正が来年1月1日に迫る中、1次相続・2次相続を別々に考えることはできないため注意が必要です。

1次相続では、相続税が改正されているため増税となりますが、配偶者の税額軽減により、それほど相続税がかからないことも考えられます。また、小規模宅地の特例の適用により課税価格が減額できるため、相続税を低く抑えられる可能性があります。

しかし、2次相続になると、配偶者の税額軽減はありません。小規模宅地等の特例の適用も、1次相続では、母が父の家に住み続ければ適用ができます。しかし、2次相続では、子は、父の家に住むとは限りません。持ち家のある子が家を相続した場合には、適用が受けられず課税価格は減額できません。そして、法定相続人が1人減りますので、基礎控除額が減ります。もちろん、生命保険金の非課税枠も減ってしまいます。したがって、2次相続には、より多くの相続税がかかってしまう可能性があります。

また、遺産分割協議においても、1次相続では、残された母の生活を考え、母が多くの財産を相続することでもめることは多くないと思います。しかし、母のいない2次相続では、遺産分割でもめてしまう可能性があります。

相続は、親から子へとずっと続いていくものです。相続税が身近になった今、先祖代々の土地等を残すためには何かをしなければならなくなっています。家族で話し合いをしておくだけでも違った結果が期待できると思います。